

サプライチェーン CO2 排出量見える化支援専門家派遣等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、製品やサービスの原材料調達から生産、流通、販売、廃棄及びリサイクルに至るまで、サプライチェーン全体で発生する CO2 を始めとする温室効果ガスの排出量（以下単に「CO2 排出量」という。）を把握する動きの広がりを踏まえ、県内事業者の CO2 排出量の見える化と削減を推進する取組の支援に必要な事項を定めることを目的とする。

(専門家派遣等の実施)

第2条 県は、企業価値の向上に資する県内事業者の CO2 排出量の見える化の取組を支援するため、当該分野の知識、技術及び経験等を有している者による、現地又はオンラインによる指導・助言（以下「専門家派遣等」という。）を行うものとする。

(支援対象者の要件)

第3条 専門家派遣等の対象者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、支店、営業所、事務所、その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有する営利を営む事業者（以下「県内事業者」という。）であること。
- (2) CO2 排出量の見える化と削減を推進し、企業価値の向上を図ろうとする者であること。
- (3) 第5条の規定による専門家派遣等の依頼文書の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者（法人にあつては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(専門家派遣等の区分等)

第4条 専門家派遣等は、別表1の第1欄に掲げる支援区分の事業を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で同表の第3欄に掲げる回数及び時間により実施するものとする。

2 専門家派遣等の実施により県が負担する額は、別表2の第1欄に掲げる費用区分の同表の第2欄に掲げる対象経費について、同表の第3欄に掲げる額を上限とするものとする。

(専門家派遣等の依頼)

第5条 専門家派遣等を希望する県内事業者（以下「派遣希望事業者」という。）は、商工労働部長が別に定める日までに様式第1号（以下「派遣等依頼書」という。）を提出するものとする。

(専門家派遣等の決定)

第6条 県は、前条の派遣等依頼書の提出を受けたときは、その内容を審査し、専門家の意見を踏まえて、専門家派遣等の実施の可否の決定及び適切な専門家の選定を行うものとする。

2 前項の専門家派遣等の実施の可否の決定は、原則として、派遣等依頼書の提出を受けた日から30日以内に行うものとし、様式第2号により派遣希望事業者へ通知する。

3 県は、前項の規定による専門家派遣等の実施の決定の通知と併せて、選定した専門家（以下「選定専門家」という。）に対して、様式第3号により指導・助言を依頼するものとする。

(派遣決定事業者の責務)

第7条 専門家派遣等が決定した派遣希望事業者（以下「派遣決定事業者」という。）は、専門家派遣等を受ける日までに自社の現状や課題、選定専門家に相談すべき事項を整理して、効果的かつ効率的に助言・指導を得られるよう努めなければならない。

2 派遣決定事業者は、第5条に規定する派遣等依頼書の内容及び第6条第2項の通知の内容に変更が生ずる場合には、その内容及び理由を添えて、あらかじめ県に報告しなければならない。

3 県は、選定専門家及び派遣決定事業者と意思疎通を図り、指導・助言の実施状況を確認して、改善等が必要と判断したときは、その旨を指示することができるものとする。

(終了及び完了報告)

- 第8条 派遣決定事業者は、専門家派遣等を受けたときは、その都度、指導・助言の終了した日から起算して20日を経過する日までに、様式第4号による報告書(以下「終了報告書」という。)を県に提出しなければならない。
- 2 派遣決定事業者は、複数回の指導・助言を受ける実施計画のときは、すべての専門家派遣等が終了した日から起算して30日を経過する日までに、様式第5号による報告書を県に提出しなければならない。
 - 3 前項の報告書を提出する派遣決定事業者は、事業の成果を県内に波及させるため、県が事例報告会等を実施するときは、出席して成果や課題等について発表を行うものとする。
 - 4 選定専門家は、指導・助言が完了したときは、その都度、完了した日から起算して20日を経過するまでに、様式第6号による報告書(以下「実施報告書」という。)を県に提出しなければならない。

(専門家派遣等の費用の支払)

- 第9条 県は、前条の規定による終了報告書及び完了報告書の提出を受けたときは、いずれか遅い方を受理した日から起算して30日を経過する日までに、第4条第2項に規定する県が負担する額を選定専門家に支払うものとする。
- 2 県は、前項の規定に関わらず、選定専門家からの依頼等に応じて、事業の会計年度を超えない範囲で、まとめて支払うことができるものとする。

(守秘義務)

- 第10条 選定専門家及び選定専門家が属する組織は、専門家派遣等の実施により知り得た派遣決定事業者等の秘密を厳守するとともに、派遣決定事業者の同意なく、自己及び組織の利益のためにこれを利用してはならない。これは、事業終了後も同様とする。

(支払った費用の返還)

- 第11条 県は、県から費用の支払いを受けた選定専門家が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支払った額の全部又は一部等について、返還を命ずることができるものとする。
- (1) 偽りその他不正な行為によって支払を受けた場合
 - (2) 支払われるべき額を超えて支払を受けた場合
 - (3) その他上記に相当する返還を求めるべき事由が生じた場合
- 2 前項の場合において、県に納付するよう指示したときは、派遣決定事業者はこれに従わなければならない。

(その他)

- 第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月27日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

1 支援区分	2 支援対象者	3 回数及び時間
出張セミナー型	全社的な浸透を図るため、CO2 排出量の見える化の意義等を啓発するための社内セミナー等を実施する県内事業者	一回に限るものとし、3 時間を上限に、実施内容に応じて必要と認められる時間
算定支援型	事業所全体又は自社の製品やサービスの CO2 排出量の算定を行う県内事業者	40 時間を上限とし、実施内容に応じて必要と認められる回数及び時間

別表 2 (第 4 条関係)

1 費用区分	2 対象経費	3 負担上限額
謝金	別表 1 により、選定専門家から指導・助言を受けた対価として支払う額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)	一時間あたり 8,800 円
その他の経費	別表 1 により、選定専門家が現地への移動に要した額	県の旅費規程等により算出した額

サプライチェーン C02 排出量見える化支援専門家派遣等依頼書

令和 年 月 日

1 事業者の概要等

企業・団体の概要	名称	
	代表者の職・氏名	
	本店所在地	〒
	事業の実施地	※本店所在地と同じときは記載省略
	業種	
	資本金(単位:百万円)	
	従業員数	人(正社員のみ) 人(パート・アルバイト含む)
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

2 依頼の内容

(1) C02 排出量見える化に取り組む目的	
(2) C02 排出量見える化に取り組む上で助言・指導を受けたい内容	<p>次の項目のうち、該当する事項に☑を入れること。</p> <p><input type="checkbox"/> ア C02 排出量の見える化を進めていくための要所や意義を学びたい</p> <p><input type="checkbox"/> イ <u>自社・事業所全体</u>のエネルギー消費量を把握したい</p> <p><input type="checkbox"/> ウ <u>自社・事業所全体</u>のC02 等温室効果ガス排出量を算定したい</p> <p><input type="checkbox"/> エ <u>製品・サービス別</u>にエネルギー消費量を把握したい</p> <p><input type="checkbox"/> オ <u>製品・サービス別</u>のC02 等温室効果ガスの排出量を算定したい</p> <p><input type="checkbox"/> カ エネルギー又は温室効果ガスの削減目標を設定したい</p> <p><input type="checkbox"/> キ エネルギー又は温室効果ガスについて削減対策（再生エネルギー調達、切り替え、燃料転換等）を検討したい</p> <p><input type="checkbox"/> ク エネルギー又は温室効果ガスの削減について計画（目標達成の実現性、費用算出、投資回収年数等）を作成したい</p> <p><input type="checkbox"/> ケ その他（ ）</p> <p>※アを選択された場合は「出張セミナー型」となる。 ※イ以降を選択された場合は「算定支援型」となる。</p>
(3) 希望対応区分	<p><input type="checkbox"/> 出張セミナー型（オンライン又は現地派遣）</p> <p><input type="checkbox"/> 算定支援型(オンライン又は現地派遣)</p>
(4) C02 排出量を把握したい事業概要	C02 排出量を把握したい事業の概要を記入すること。
(5) C02 排出量を把握したい具体的な製品・サービス	<p>※ (2) のエ又はオを選択した場合は必ず記入すること。</p> <p>C02 排出量を把握したい具体的な製品又はサービスの内容とその選定理由</p> <p>○製品又はサービス（ ）</p> <p>○選定した理由（ ）</p> <p>○大まかな生産過程（ ）</p>

<p>(6) 派遣希望日等</p>	<p>○出張セミナー型の場合 ※できるだけ候補日を複数記入すること。 ・派遣希望日：</p> <p>○算定支援型の場合 ・派遣受入可能期間： 月～ 月</p> <p>※派遣を受け入れることができる曜日、時間帯等を記入すること。</p> <p>(派遣の流れ (例))</p> <p>①キックオフ、対象製品等の生産過程 (ライフサイクルフロー) の把握 ②ライフサイクルフロー図の作成 ③CO2 排出量算定の説明と算定に必要なデータ項目精査 ④CO2 排出量算定、算定結果に基づく削減対策の立案 ⑤CO2 排出量算定結果等のまとめ</p>
<p>(7) 具体的に助言・指導を受けたい内容</p>	<p>【経緯、現状課題など、具体的に助言・指導を受けたい内容を記入すること】</p>

3 制約事項

依頼に当たっては、次の事項について相違ないことを制約します。

制約	項目
	依頼書等の記載内容が事実であること。
	過去2年間の事業活動に関し、故意又は過失による法令違反をしていないこと。(関係会社及び法人等の代表権を有する役員等を含む)
	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと。
	暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
	暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(注) 制約する場合は、各項目の制約欄に○を記載すること。

※事務局記入用

--

様

職 氏 名

サプライチェーンCO2排出量見える化支援専門家派遣等の実施について（通知）

年 月 日付けの依頼書で提出のサプライチェーンCO2排出量見える化支援専門家派遣等については、下記のとおり決定しましたので、サプライチェーンCO2排出量見える化支援専門家派遣等実施要領（令和6年8月27日付第202400102947号鳥取県商工労働部長通知）第6条第2項の規定に基づき通知します。

記

（実施する場合）

1 支援区分：[出張セミナー型 ・ 算定支援型]

2 実施計画

実施予定日時	助言・指導を受ける内容	実施方法 (オンライン又は現地派遣)
令和 年 月 日 : ~ :		

（注）上記の実施予定日時は、今後の指導・助言の状況等によって変更となる場合がある。

3 派遣する専門家

4 留意事項

- (1) 効果的な指導・助言が受けることができるよう、あらかじめ相談内容を整理しておくこと。
- (2) 実施計画の変更が生ずる場合は、あらかじめその内容及び理由（任意様式）を添えて、連絡すること。
- (3) 専門家派遣等が終了したときは、20日以内に（複数回支援を受けるときは、その都度）様式第4号の報告書を提出すること。
- (4) 複数回の指導・助言を受ける実施計画のときは、すべての専門家派遣等の終了後、最後の指導・助言の日から30日以内に様式第5号の報告書を提出すること。（※（4）の文面は算定支援型の場合に限り記載）

（実施しない場合）

1 実施の可否 否

2 実施しない理由

3 その他

様

職 氏 名

サプライチェーンCO2排出量見える化支援について（依頼）

年 月 日付けで支援の申出があり、 様に指導・助言をお願いしたいので、サプライチェーンCO2排出量見える化支援専門家派遣等実施要領（令和6年 8月27日付第202400102947号鳥取県商工労働部長通知）第6条第3項の規定に基づき、依頼します。

記

1 指導・助言を依頼する事業者

2 支援の区分：

3 実施計画

実施予定日時	助言・指導する内容	実施方法 (オンライン又は現地派遣等)
令和 年 月 日 : ~ :		

(注) 上記の実施予定日時は、今後の指導・助言の状況等によって変更となる場合がある。

3 謝金等

指導・助言に係る謝金の額は、1時間につき金8,800円（消費税及び地方消費税の額含む。）とし、指導・助言の実施後にお支払いします。

4 その他

専門家派遣等終了したときは、その都度、20日以内に様式第5号の完了報告書を提出してください。

サプライチェーンCO2排出量見える化支援専門家派遣等終了報告書

令和 年 月 日

1 報告者

事業者の名称	
所在地	
担当者の氏名	
電話番号	
メール	

2 助言・指導結果

(1) 支援区分	<input type="checkbox"/> 出張セミナー型 <input type="checkbox"/> 算定支援型
(2) 対応した専門家	
(3) 派遣日時	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分
(4) 実施方法	1. オンライン () ※利用した Web 会議システム 2. 現地 () ※専門家派遣先の情報、住所
(5) 対応者	
(6) 指導・助言概要	(例) ①CO2 排出量見えるかの意義等の浸透のための啓発セミナー ②キックオフ・対象製品等の生産過程（ライフサイクルフロー図）の把握 ③ライフサイクルフロー図の作成 ④CO2 排出量算定の説明と算定に必要なデータ項目精査 ⑤CO2 排出量算定、算定結果に基づく削減対策の立案 ⑥CO2 排出量算定結果等のまとめ
(7) 専門家から受けた具体的な指導・助言内容	※相談内容に対する専門家の助言・指導の内容をできるだけ詳細に記入すること。
(8) 計画に対する達成度合	※自社の課題への解決に向けた達成状況を次の①から⑤のいずれかを選択し、その理由を記入すること。 ①期待以上 ②期待通り ③あまり期待通りに進まなかった ④期待通りでなかった ⑤どちらともいえない 上記の理由 ()

3 今後の対応

専門家からの支援を受け、今後の自社の取組内容（予定）を記入すること。

CO2 排出量見える化支援専門家派遣等終了報告書（最終）

令和 年 月 日

1 報告者

事業者の名称	
所在地	
担当者の氏名	
電話番号	
メール	

2 助言・指導結果

(1) 対応した専門家	
(2) 派遣前に抱えていた自社の課題	
(3) 派遣実績	1回目：令和 年 月 日 (内容)： 2回目：令和 年 月 日 (内容)：
(4) CO2 排出量の見える化の達成度合	※達成状況を次の①から⑤のいずれかを選択し、その理由を記入すること。 ①期待以上 ②期待通り ③あまり期待通りに進まなかった ④期待通りでなかった ⑤どちらともいえない 上記の理由（ ）
(5) 算定したCO2排出量（GHG排出量）	_____ (kg-CO2eq)
(6) CO2 排出量削減見込とその対策	(削減見込) _____ (kg-CO2eq) (削減対策)
(7) 今回の支援で得た気づき	

<p>(8) 今後のCO2削減による自社の付加価値向上に向けた取組</p>	
<p>(9) 計画に対する達成度合</p>	<p>※すべての支援を通じて自社の課題への解決に向けた達成状況を次の①から⑤のいずれかを選択し、その理由を記入すること。 ①期待以上 ②期待通り ③あまり期待通りに進まなかった ④期待通りでなかった ⑤どちらともいえない 上記の理由 ()</p>

3 今回の事業で顕在化した課題と今後の経営方針

サプライチェーンCO2排出量見える化支援専門家派遣等の実施報告書

（選定専門家提出用）

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

所在地
会社名
代表者職氏名

1 指導・助言の結果

派遣事業者名	
相談日時	令和 年 月 日（ ） : ~ :
県への請求額	円 <内訳> ・謝金として: 円（金8,800円× 時間） ・旅費として: 円
指導等方法	<input type="checkbox"/> 現地派遣 <input type="checkbox"/> オンライン
事業者からの相談内容	
指導・助言内容	※できるだけ詳細に記入すること。
対応結果及び今後の課題等	

（参考様式）振込依頼書を添えて提出すること。

(参考様式)

令和 年 月 日

振込依頼書

鳥取県知事 平井 伸治 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

サプライチェーン CO2 排出量見える化支援専門家派遣等に係る謝金等は、下記口座に振込をお願いします。

記

銀行名	
支店名	
種 別	普通 ・ 当座 ・ その他 <small>該当に○をしてください</small>
口座番号	(店番) (口座番号)
口座名義 (ふりがな)	

※請求者と口座名義人が異なる場合は、以下の記入をお願いします。

請求者と口座名義人が異なっていますが、以下の者に受領を委任します。

受任者氏名	
住 所	